

○厚生労働省令第八十五号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

厚生労働大臣 武見 敬三

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省

令の整備に関する省令

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後

(社会福祉士の登録事項)

第九条 法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 本籍地都道府県名(日本国籍を有しない者については、その国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。))
- 三 (略)

(登録の申請)

第十条 社会福祉士の登録を受けようとする者は、様式第二による社会福祉士登録申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者(以下「中长期在留者」という。)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離

改正前

(社会福祉士の登録事項)

第九条 法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 本籍地都道府県名(日本国籍を有しない者については、その国籍)
- 三 (略)

(登録の申請)

第十条 社会福祉士の登録を受けようとする者は、様式第二による社会福祉士登録申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者(以下「中长期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。第十三条第一項において同じ。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第十三条第一項において同じ。)を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(新設)

脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十
一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）
住民票の写し（国籍等を記載したものに限り。）

二 出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者 旅
券その他の身分を証する書類の写し

三 前二号に掲げる者以外の者 戸籍の謄本若しくは抄本又は住
民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項を記載
したものに限り。）

（登録事項の変更の届出）

第十二条 社会福祉士は、登録を受けた事項に変更があつたときは
、様式第三による登録事項変更届出書に次の各号に掲げる者の区
分に応じ当該各号に定める書類を添えて、これを厚生労働大臣に
提出しなければならない。

一 中长期在留者及び特別永住者 住民票の写し（国籍等を記載
したものに限り。）及び当該変更が行われたことを証する書類

二 出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者 旅
券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更が行われたこ
とを証する書類

三 前二号に掲げる者以外の者 戸籍の謄本又は抄本

2 次条第一項の規定による社会福祉士登録証書換交付の申請又は
第十三条第一項の規定による社会福祉士登録証再交付の申請は、
前項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて行うことが
できる。

（社会福祉士登録証書換交付の申請）

（新設）

（新設）

（登録事項の変更の届出）

第十二条 社会福祉士は、登録を受けた事項に変更があつたときは
、様式第三による登録事項変更届出書に戸籍の謄本又は抄本（中
長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台
帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。
）及び当該変更が行われたことを証する書類とし、出入国管理及
び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他
の身分を証する書類の写し及び当該変更が行われたことを証する
書類とする。）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければ
ならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第十二条の二 社会福祉士は、社会福祉士登録証の記載事項に変更があつたときは、社会福祉士登録証の書換交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第三の二による書換交付申請書（前条第二項の規定により同条第一項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて当該申請を行う場合にあつては、当該登録事項変更届出書。第十四条第一項において同じ。）に社会福祉士登録証を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（社会福祉士登録証再交付の申請等）

第十三条 社会福祉士は、社会福祉士登録証を汚損し、又は失つたときは、社会福祉士登録証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第四による登録証再交付申請書（第十二条第二項の規定により同条第一項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて当該申請を行う場合にあつては、当該登録事項変更届出書。次項及び次条第一項において同じ。）に第十条各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 社会福祉士登録証を汚損した社会福祉士が第一項の申請をする場合には、前項に規定する登録証再交付申請書及び第十条各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類に当該社会福祉士登録証を添えなければならない。

4 社会福祉士は、第一項の申請をした後、失つた社会福祉士登録証を発見したときは、速やかにこれを厚生労働大臣に返納しなければならない。

（変更登録等の手数料の納付）

第十四条 国に納付する法第三十四条に規定する手数料については

（新設）

（社会福祉士登録証再交付の申請等）

第十三条 社会福祉士は、社会福祉士登録証を汚損し、又は失つたときは、遅滞なく、様式第四による登録証再交付申請書及び戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを、汚損した場合にあつては、当該社会福祉士登録証を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

2 社会福祉士は、前項の申請をした後、失つた社会福祉士登録証を発見したときは、速やかにこれを厚生労働大臣に返納しなければならない。

（変更登録等の手数料の納付）

第十四条 国に納付する法第三十四条に規定する手数料については

、第十二条の二第二項に規定する書換交付申請書又は前条第二項に規定する登録証再交付申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることに、法第三十五条第一項に規定する指定登録機関に納付する法第三十四条及び法第三十六条第二項に規定する手数料については、法第三十七条において読み替えて準用する法第十三条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2
(略)

(登録簿の登録の訂正等)

第十七条 厚生労働大臣は、第十二条第一項若しくは第十五条の届出があつたとき、又は法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により社会福祉士の登録を取り消し、若しくは社会福祉士の名称の使用の停止を命じたときは、社会福祉士登録簿の当該社会福祉士に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該社会福祉士の名称の使用の停止をした旨を社会福祉士登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は名称の使用の停止の理由及びその年月日を記載するものとする。

(規定の適用)

第十八条 法第三十五条第一項に規定する指定登録機関が社会福祉士の登録の実施に関する事務を行う場合における第十条から第十三条まで、第十五条(同条第一号に係る部分に限る。)、第十六条第二項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「法第三十五条第一項に規定する指定登録機関」と、前条中「規定により」とあるのは「規定により厚生労働大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があつた」とする。

(介護福祉士の登録事項)

、第十二条に規定する登録事項変更届出書又は前条第一項に規定する登録証再交付申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることに、法第三十五条第一項に規定する指定登録機関に納付する法第三十四条及び法第三十六条第二項に規定する手数料については、法第三十七条の規定により読み替えられた法第十三条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2
(略)

(登録簿の登録の訂正等)

第十七条 厚生労働大臣は、第十二条の届出があつたとき、第十五条の届出があつたとき、又は法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により社会福祉士の登録を取り消し、若しくは社会福祉士の名称の使用の停止を命じたときは、社会福祉士登録簿の当該社会福祉士に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該社会福祉士の名称の使用の停止をした旨を社会福祉士登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は名称の使用の停止の理由及びその年月日を記載するものとする。

(規定の適用)

第十八条 法第三十五条第一項に規定する指定登録機関が社会福祉士の登録の実施に関する事務を行う場合における第十条から第十三条まで、第十五条(同条第二号に該当する場合を除く。)、第十六条第二項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「法第三十五条第一項に規定する指定登録機関」と、前条中「法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により」とあるのは「法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により厚生労働大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があつた」とする。

(介護福祉士の登録事項)

第二十四条の二 法第四十二条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍等）
- 三・四 (略)

第二十六条 第十条から第十八条までの規定は、介護福祉士の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「社会福祉士」とあるのは「介護福祉士登録申請書」とあるのは「介護福祉士登録申請書」と、「社会福祉士登録簿」とあるのは「介護福祉士登録簿」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「介護福祉士登録証」と、第十条中「様式第二」とあるのは「様式第六」と、第十四条第一項中「法第三十四条」とあるのは「法第四十二条第二項において準用する法第三十四条」と、「法第三十五条第一項」とあるのは「法第四十三条第一項」と、「法第三十六条第二項」とあるのは「法第四十三条第三項において準用する法第三十六条第二項」と、「法第三十七条」とあるのは「法第四十三条第三項」と、第十六条中「法第三十二条第一項又は第二項」とあるのは「法第四十二条第二項において準用する法第三十二条第一項又は第二項」と、第十七条中「法第三十二条第一項若しくは第二項」とあるのは「法第四十二条第二項において準用する法第三十二条第一項若しくは第二項」と、第十八条中「法第三十五条第一項」とあるのは「法第四十三条第一項」と読み替えるものとする。

第二十四条の二 法第四十二条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍等）
- 三・四 (略)

第二十六条 第十条から第十八条までの規定は、介護福祉士の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「社会福祉士」とあるのは「介護福祉士」と、「社会福祉士登録申請書」とあるのは「介護福祉士登録申請書」と、「社会福祉士登録簿」とあるのは「介護福祉士登録簿」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「介護福祉士登録証」と、第十条中「様式第二」とあるのは「様式第六」と、「第十三条第一項」とあるのは「第二十六条において準用する第十三条第一項」と、第十一条第一項中「前条」とあるのは「第二十六条において準用する前条」と、第十四条第一項中「法第三十四条」とあるのは「法第四十二条第二項において準用する法第三十四条」と、「第十二条」とあるのは「第二十六条において準用する第十二条」と、「前条第一項」とあるのは「第二十六条において準用する前条第一項」と、「法第三十五条第一項」とあるのは「法第四十三条第一項」と、「法第三十六条第二項」とあるのは「法第四十三条第三項において準用する法第三十六条第二項」と、「法第三十七条」とあるのは「法第四十三条第三項」と、第十六条中「法第三十二条第一項又は第二項」とあるのは「法第四十二条第二項において準用する法第三十二条第一項又は第二項」と、第十七条中「第十二条」とあるのは「第二十六条において準用する第十二条」と、「第十五条」とあるのは「第二十六条において準用する第十五条」と、「法第三十二条第一項若しくは第二項」とあるのは「法第四十二条第二項において準用する法第三十二条第一項若しくは第二項」と、第十八条中「法第三十五条第一項」とあるのは「法第四十三条第一項」と

附 則

(准介護福祉士の登録事項)

第三条の三 法附則第四条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍等）

(準用)

第三条の四 第十条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、准介護福祉士の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、「社会福祉士登録申請書」とあるのは「准介護福祉士登録申請書」と、「社会福祉士登録簿」とあるのは「准介護福祉士登録簿」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「准介護福祉士登録証」と、第十条中「様式第二」とあるのは「様式第七」と、「を添えて」とあるのは「及び法第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する者であることを証する書面を添えて」と、第十二条第一項中「様式第三」とあるのは「様式第八」と、第十二条の二第二項中「様式第三の二」とあるのは「様式第八の二」と、第十三条第二項中「様式第四」とあるのは「様式第九」と、第十四条第一項中「法第三十四条」とあるのは「法附則第四条第三項において準用する法第三十四条」と、「法第三十五条第一項」とあるのは「法附則第五条第一項」と、「法第三十六条第

「第十条」とあるのは「第二十六条において準用する第十条」と、「前条中」とあるのは「第二十六条において準用する前条中」と、「法第三十二条第一項若しくは第二項」とあるのは「法第四十二条第二項において準用する法第三十二条第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

附 則

(准介護福祉士の登録事項)

第三条の三 法附則第四条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍等）

(準用)

第三条の四 第十条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、准介護福祉士の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、「社会福祉士登録申請書」とあるのは「准介護福祉士登録申請書」と、「社会福祉士登録簿」とあるのは「准介護福祉士登録簿」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「准介護福祉士登録証」と、第十条中「様式第二」とあるのは「様式第七」と、「第十三条第一項」とあるのは「附則第三条の四において準用する第十三条第一項」と、「を添えて」とあるのは「及び法第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する者であることを証する書面を添えて」と、第十一条第一項中「前条」とあるのは「附則第三条の四において準用する前条」と、第十二条中「様式第三」とあるのは「様式第八」と、第十三条第一項中「様式第四」とあるのは「様式第九」と、第十四条第一項中「法第三十四条」とあるのは「法附則第四条第三項において準用する法第三十四

二項」とあるのは「法附則第五条第三項において準用する法第三十六條第二項」と、「法第三十七條」とあるのは「法附則第五条第三項」と、第十六條中「法第三十二條第一項又は第二項」とあるのは「法附則第四条第三項において準用する法第三十二條第一項又は第二項」と、第十七條中「第十五條」とあるのは「附則第三条の五」と、「法第三十二條第一項若しくは第二項」とあるのは「法附則第四条第三項において準用する法第三十二條第一項若しくは第二項」と、第十八條中「法第三十五條第一項」とあるのは「法附則第五条第一項」と、「第十五條（同條第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「附則第三条の五（同條第三号及び第四号を除く。）」と読み替えるものとする。

四條」と、「第十二條」とあるのは「附則第三条の四において準用する第十二條」と、「前條第一項」とあるのは「附則第三条の四において準用する前條第一項」と、「法第三十五條第一項」とあるのは「法附則第五条第一項」と、「法第三十六條第二項」とあるのは「法附則第五条第三項において準用する法第三十六條第二項」と、「法第三十七條」とあるのは「法附則第五条第三項」と、第十六條中「法第三十二條第一項又は第二項」とあるのは「法附則第四条第三項において準用する法第三十二條第一項又は第二項」と、「第十二條」とあるのは「附則第三条の四において準用する第十二條」と、「第十五條」とあるのは「附則第三条の五」と、「法第三十二條第一項若しくは第二項」とあるのは「法附則第四条第三項において準用する法第三十二條第一項若しくは第二項」と、第十八條中「法第三十五條第一項」とあるのは「法附則第五条第一項」と、「第十條から第十三條まで、第十五條（同條第二号に該当する場合を除く。）」、第十六條第二項及び前條」とあるのは「附則第三条の四において準用する第十條から第十三條まで、第十六條第二項及び前條並びに附則第三条の五（同條第三号及び第四号に該当する場合を除く。）」と、「前條中」とあるのは「附則第三条の四において準用する前條中」と、「法第三十二條第一項若しくは第二項」とあるのは「法附則第四条第三項において準用する法第三十二條第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

様式第一から様式第三までを次のように改める。



様式第一(第6条関係)

(表面)

収入印紙
(消印しないこと。)

社会福祉士試験受験申込書

| | | | | |
|---|--|----------------|-----------------------|---|
| フリガナ | | | ※ 整理番号 | |
| 氏名 | (姓) | (名) | | |
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 | 性別(※任意選択) <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 |
| 郵便番号 | 本籍地 (外国籍の場合は、その国籍等) | | 都道府県 | 本籍地コード |
| フリガナ | | | | |
| 現住所 | 都道府県 | | | |
| 電話番号 | 受験希望地 | | 都道府県 | |
| 勤務先 (昼間等 連絡先) | 名称 | 所属 | | |
| | | 電話番号 | | |
| 受験資格 (裏面を 参照の こと。) | <input type="checkbox"/> 大学等名 | 大学等名 | 卒業年月(見込み) | 年 月 |
| | <input type="checkbox"/> 短大等 (3年制) + 実務経験 (1年以上) | 短大等名 | 卒業年月(見込み) | 年 月 |
| | | 勤務先名 (実務経験) | 職 種 | 従業 期間 年 月 ~ 年 月 |
| | | | | 年 月 ~ 年 月 |
| | | | | 年 月 ~ 年 月 |
| | <input type="checkbox"/> 短大等 (2年制) + 実務経験 (2年以上) | 短大等名 | 卒業年月(見込み) | 年 月 |
| | 勤務先名 (実務経験) | 職 種 | 従業 期間 年 月 ~ 年 月 | |
| | | | 年 月 ~ 年 月 | |
| | | | 年 月 ~ 年 月 | |
| <input type="checkbox"/> 養成施設 | 養成施設名 | 卒業年月(見込み) | 年 月 | |
| <input type="checkbox"/> 受験資格に係る証明書 に代わる受験票の提出 | 提出する受験票 の試験実施回 | 第 回 | 提出する受験 票の受験番号 | |
| <input type="checkbox"/> 科目等履修 (実習科目) | 大学等名 | 履修年月(見込み) | 年 月 | |
| 精神保健福祉士であって 試験科目免除申請の有無 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 精神保健福祉士登録番号 | | |
| 精神保健福祉士との 同時受験の有無 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | | |
| 身体に障害のある者等の受験上の配慮の希望 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | | |

上記により、社会福祉士試験を受験したいので申し込みます。

年 月 日
厚生労働大臣 殿
指定試験機関代表者

(裏面)

受験資格及び添付書類一覧

| 区 分 | 受 験 資 格 | 添 付 書 類 |
|-----------------------------|--|---|
| 大学等 | 指定科 大学等の卒業生又は学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 (法第7条第1号又は平成19年改正法附則第3条第1号若しくは第2号) | ・卒業(修了)証明書若しくは卒業(修了)見込証明書又は学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であることを証明する書面 ・指定科目履修証明書又は指定科目履修見込証明書 |
| 短大等(3年制) + 実務経験(1年以上) | 目履修者 短期大学等(3年制)の卒業生で1年以上の実務経験を有するもの (法第7条第4号又は平成19年改正法附則第3条第1号若しくは第4号) | ・卒業証明書 ・指定科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 |
| 短大等(2年制) + 実務経験(2年以上) | 短期大学等(2年制)の卒業生で2年以上の実務経験を有するもの (法第7条第7号又は平成19年改正法附則第3条第1号若しくは第6号) | ・卒業証明書 ・指定科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 |
| 養成施設 | 養成施設(短期又は一般)の卒業生 (法第7条第2号、第3号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第11号若しくは第12号又は平成19年改正法附則第3条第1号、第3号、第5号若しくは第7号) | ・卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書 |

- 備考
- 1 該当する□は、と記入すること。
 - 2 整理番号欄には、記入しないこと。
 - 3 指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
 - 4 この受験申込書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないよう完全に消すこと。
 - 5 学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、同項の規定による大学院への入学年月を記載すること。
 - 6 第10回以降の社会福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者(実務経験見込証明書、卒業見込証明書又は指定科目履修見込証明書の提出により当該受験票の交付を受けた者であって、実務経験証明書、卒業証明書又は指定科目履修証明書を提出していないものを除く。)については、当該受験票の提出をもって実務経験証明書、卒業証明書又は指定科目履修証明書の提出に代えることができる。
 - 7 実務経験証明書にあっては、勤務先の長が、卒業証明書及び指定科目履修証明書にあっては、学校等の長が発行したものであること。
 - 8 実務経験見込証明書の提出をもって申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。
 - 9 卒業見込証明書又は指定科目履修見込証明書の提出をもって申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業証明書又は指定科目履修証明書を提出すること。
 - 10 精神保健福祉士であって試験科目の免除を申請する者は、精神保健福祉士登録証の写しを提出すること。
 - 11 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第二(第10条関係)

| 社 会 福 祉 士 登 録 申 請 書 | | | | | | | | | | |
|---------------------|--|---|--|---------|-----------------|---|---|----------|---|-------|
| (フリガナ) 氏 名 | (姓) | | | | (名) | | | | 性 別 | □男 □女 |
| | (旧姓) | | | | | | | | ※性別欄は、任意選択とする。 ※旧姓欄・通称欄については、 社会福祉士登録簿及び社会福祉士登録証に旧姓又は通称の併記を希望する者のみ記入すること。 | |
| | (通称) | | | | | | | | | |
| 生年月日 | | 年 | | 月 | | 日 | 本 籍 地 <small>(外国籍の場合は、その国籍等)</small> | 都道 府県 | 本籍地 コード | |
| 郵便番号 | | | | 電 話 番 号 | | | | | | |
| フリガナ | | | | | | | | | | |
| 現 住 所 | 都 道 府 県 | | | | | | | | | |
| 試験に合格した年月 | | 年 | | 月 | 試験合格証書番号 | | | | | |
| そ の 他 | <input type="checkbox"/> 精神の機能の障害により社会福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 社会福祉士及び介護福祉士法(以下「法」という。)の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であって社会福祉士及び介護福祉士法施行令第1条に規定するものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者 | | | | | | | | | |
| | <p>私は、社会福祉士の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第10条の規定により申請します。</p> | | | | | | | | | |
| | 年 月 日 | | | | 収入印紙 (消印しないこと。) | | | | | |
| | 厚生労働大臣 指定登録機関代表者 殿 | | | | | | | | | |

- 備考 1 該当する□は、と記入すること
- 2 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙を貼ること。
- 3 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により登録手数料を納付すること。
- 4 この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないよう完全に消すこと。
- 5 用紙の大きさは、A4とすること。

(社会福祉士登録申請書)

| | | | | |
|-----|-----|-----|-------|--|
| 氏 名 | (姓) | (名) | 個 人 号 | |
|-----|-----|-----|-------|--|

受付年月日： _____年 _____月 _____日

登録事項変更届出書

社会福祉士
介護福祉士

収入印紙
(消印しないこと。)

資格
住所
登録年月日
登録番号
(フリガナ)
氏名

年 月 日生

社会福祉士及び介護福祉士法 第28条 第42条第1項 の登録事項に下記のとおり変更が

ありましたので届け出ます。

1 氏名、本籍地、その他の事項(社会福祉士・介護福祉士共通)

| 登録事項 | 変更前 | 変更後 | 変更の年月日 | 備考 |
|--|-----|-----|--------|----|
| 本籍地の 都道府県 | | | | |
| (フリガナ) 氏名 | | | | |
| (旧姓) | | | | |
| (通称) | | | | |
| ※本籍地欄については、外国籍の場合はその国籍等をご記入ください。 ※旧姓欄・通称欄については、登録証へ併記を希望する方のみご記入ください。 | | | | |

2 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為のうち実地研修を修了したもの(介護福祉士のみ)

| 実地研修を修了した行為 | 変更前 | 変更後 | 備考 |
|-----------------|--------------------------|--------------------------|----|
| 口腔内の喀痰吸引 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 鼻腔内の喀痰吸引 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 気管カニューレ内部の喀痰吸引 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 経鼻経管栄養 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |

3 変更後の登録事項が記載された登録証の交付を希望する場合は、以下に記入(※希望しない場合は記入不要)

- 登録証書換交付を希望(※登録証を所持している方) → 登録証を併せて提出すること
- 登録証再交付を希望(※登録証を所持していない方) → 理由: 紛失 その他()

年 月 日

厚生労働大臣
指定登録機関代表者 殿

備考1 指定登録機関が行う登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

2 該当する□は、と記入すること。

3 1において、氏名、本籍地都道府県名以外の事項を変更する場合は、登録事項欄に当該変更する登録事項を記入すること。

4 3において、登録証の書換交付を希望する場合は、登録証を併せて提出すること。

5 3において、登録証の再交付を希望する場合は、登録証を提出する代わりに、登録証不所持の理由を記入すること。

6 用紙の大きさは、A4とすること。

(登録事項変更届出書)

| | | | |
|----|-----|-----|------|
| 氏名 | (姓) | (名) | 個人番号 |
|----|-----|-----|------|

受付年月日: _____年 _____月 _____日

様式第三の次に次の一様式を加える。



様式第三の二(第12条の2、第26条関係)

| | | |
|--|--|----------------|
| 書 換 交 付 申 請 書 | | 社会福祉士 介護福祉士 |
| 収 入 印 紙 (消印しないこと。) | 資 格 住 所 | |
| | 登録年月日 登録番号 (フリガナ) 氏 名 (旧 姓) (通 称) | |
| | | 年 月 日生 |
| 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 第12条の2第1項 第26条において準用する第12条の2第1項 の | | |
| 規定に基づき、登録証の書換交付を申請します。 | | |
| 年 月 日 | | |
| 厚生労働大臣 殿 指定登録機関代表者 | | |

- 備考1 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
- 2 旧姓及び通称については、登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。
- 3 用紙の大きさは、A4とすること。

(書換交付申請書)

| | | | | |
|-----|-----|-----|------------|--|
| 氏 名 | (姓) | (名) | 個 人 番 号 | |
|-----|-----|-----|------------|--|

受付年月日： _____年_____月_____日

様式第四から様式第八までを次のように改める。



様式第四(第13条、第26条関係)

| | | |
|--|--------|--------|
| 登録証再交付申請書 | | |
| 収入印紙 (消印しないこと。) | 資格 | 社会福祉士 |
| | 住所 | 介護福祉士 |
| | 登録年月日 | |
| | 登録番号 | |
| | (フリガナ) | |
| | 氏名 | |
| | (旧姓) | |
| | (通称) | |
| | | 年 月 日生 |
| 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第13条第1項 第26条において準用する第13条第1項の規定 | | |
| に基づき、下記の理由により再交付を申請します。 | | |
| 理由 | | |
| 年 月 日 | | |
| 厚生労働大臣 殿 指定登録機関代表者 | | |

備考1 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

2 旧姓及び通称については、登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。

3 用紙の大きさは、A4とすること。

(登録証再交付申請書)

| | | | | |
|----|-----|-----|----------|--|
| 氏名 | (姓) | (名) | 個人 番号 | |
| | | | | |

受付年月日： _____年_____月_____日

様式第五(第24条関係)

(表面)

収入印紙
(消印しないこと。)

介護福祉士試験受験申込書

| | | | | | | | |
|--|--|--------------------|-----------|---|-----------|----------------------------|----------------------------|
| フリガナ 氏名(姓) | (名) | ※ 整理番号 | | | | | |
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 | 性別(※任意選択) | | <input type="checkbox"/> 男 | <input type="checkbox"/> 女 |
| 郵便番号 | 本籍地 (外国籍の場合は、その国籍等) | | | 都道府県 | 本籍地コード | | |
| フリガナ 現住所 | 都道府県 | | | | | | |
| 電話番号 | 受験希望地 | | | 都道府県 | | | |
| 勤務先 (昼間等の 連絡先) | 名称 | 所 属 | | | 電話番号 | | |
| 受験資格 (裏面を参照のこと。) | <input type="checkbox"/> 実務経験 + 実務者研修 | 勤務先名 | 職種 | 期 | 年 月 ~ 年 月 | | |
| | | 研修機関名 | | | 年 月 ~ 年 月 | | |
| | <input type="checkbox"/> EPA介護福祉士候補者 +実務経験 | 勤務先名 | 職種 | 間 | 年 月 ~ 年 月 | | |
| | | 勤務先名 | 職種 | | 年 月 ~ 年 月 | | |
| | <input type="checkbox"/> 実務経験 + 介護職員 基礎研修課程 + 喀痰吸引等研修 | 研修機関名 | | | | 修了年月 | 年 月 |
| | | 研修機関名 | | | | 修了年月(見込み) | 年 月 |
| | <input type="checkbox"/> 高等学校等 | 学校名 [及び] 専攻科 | 卒業年月(見込み) | | | 年 | 月 |
| | <input type="checkbox"/> 特例高等 学校等 + 実務経験 (9月以上) | 学校名 [及び] 専攻科 | 卒業年月 | | | 年 | 月 |
| 勤務先名 (実務経験) | | 職種 | 期間 | 年 月 ~ 年 月 | | | |
| <input type="checkbox"/> 介護福祉士 養成施設等 | 学校名 | 卒業年月(見込み) | | | 年 | 月 | |
| <input type="checkbox"/> 受験資格に係る証明書 に代わる受験票の提出 | 提出する受験票の 試験実施回 | 第 | 回 | 提出する受験 票の受験番号 | | | |
| 身体に障害のある者等の受験上の配慮の希望 | | | | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | | |
| 「フリガナ付き問題用紙」の使用及び試験時間の延長の希望 (※外国の国籍を有する方、日本に帰化された方) | | | | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | | |
| 外国の国籍を有しており、在留資格が右記に該当する方 | | | | <input type="checkbox"/> 特定技能1号 <input type="checkbox"/> 技能実習 | | | |

上記により、介護福祉士試験を受験したいので申し込みます。

年 月 日

厚生労働大臣 殿
指定試験機関代表者

(裏面)

受験資格及び添付書類一覧

| 区 分 | 受 験 資 格 | 添 付 書 類 |
|---|---|---|
| 実務経験 ＋ 実務者研修 | 3年以上の実務経験者で実務者研修を修了したもの (法第40条第2項第5号又は施行規則第21条第3号) | ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・実務者研修の修了証明書又は修了見込証明書 |
| EPA介護福祉士 候補者 ＋ 実務経験 | EPA介護福祉士候補者であって3年以上の実務経験者 (施行規則第21条第2号) | ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 |
| 実務経験 ＋ 介護職員基礎研修課程 ＋ 喀痰吸引等研修 | 3年以上の実務経験者のうち、介護職員基礎研修課程を修了した者であって、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類の交付を受けたもの (施行規則附則第1条の2) | ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・介護職員基礎研修課程を修了したことを証する書類 ・喀痰吸引等研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類 |
| 高等学校等 (専攻科含む) | 高等学校若しくは中等教育学校の卒業者若しくは学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者又は高等学校若しくは中等教育学校の専攻科の卒業者 (法第40条第2項第4号、施行規則第21条第1号、平成19年改正法附則第5条又は平成20年改正規則附則第3条) | ・卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者であることを証明する書面 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書又は教科目(科目)及び単位数の履修見込証明書 |
| 特例高等学校等 (専攻科含む) ＋ 実務経験(9月以上) | 法附則第2条第1項に規定する高等学校又は中等教育学校の卒業者で9月以上の実務経験を有するもの (法附則第2条第1項各号) | ・卒業証明書 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 |
| 介護福祉士 養成施設等 | ・介護福祉士養成施設等(修業年限2年以上)を卒業した者 ・社会福祉士に関する科目を修めて大学を卒業した者等で介護福祉士養成施設等(修業年限1年以上)を卒業した者 ・保育士養成施設等又は社会福祉士養成施設等を卒業した後、介護福祉士養成施設等(修業年限1年以上)を卒業した者 | ・卒業証明書若しくは卒業見込証明書 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書又は教科目(科目)及び単位数の履修見込証明書 |

備考

- 1 該当する□は、と記入すること。
- 2 整理番号欄には、記入しないこと。
- 3 指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
- 4 この受験申込書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないよう完全に消すこと。
- 5 学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、同項の規定による大学への入学年月を記載すること。
- 6 第10回以降の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者(実務経験見込証明書、卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出により当該受験票の交付を受けた者であって、実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書を提出していないものを除く。)については、当該受験票の提出をもって実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書の提出に代えることができる。
- 7 実務経験証明書にあっては、勤務先の長が、卒業証明書及び履修証明書にあっては、学校等の長が発行したものであること。
- 8 実務経験見込証明書の提出をもって申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。
- 9 実務者研修の修了見込証明書の提出をもって申し込む者は、当該実務者研修修了後、遅滞なく、実務者研修の修了証明書を提出すること。
- 10 喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類の提出をもって申し込む者は、当該喀痰吸引等研修修了後、遅滞なく、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を提出すること。
- 11 卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出をもって申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業証明書又は履修証明書を提出すること。
- 12 用紙の大きさは、A4とすること。

介護福祉士登録申請書

| | | | | |
|--|----------------|---|---|---|
| フリガナ 氏名 | (姓) | (名) | 性別 | <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 |
| | (旧姓) | | ※性別欄は、任意選択とする。 ※旧姓欄・通称欄については、介護福祉士登録簿及び介護福祉士登録証に旧姓又は通称の併記を希望する者のみ記入すること。 | |
| | (通称) | | | |
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 | 本籍地 (外国籍の場合は、その国籍等) |
| 郵便番号 | 電話番号 | 都道府県 本籍地コード | | |
| フリガナ 現住所 | 都道府県 | | | |
| 試験に合格した年月 | 年 | 月 | 試験合格証書番号 | |
| ・実地研修を修了した喀痰吸引等行為について | | | | |
| <input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引 | | <input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 <input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養 | | |
| ・受験要件等について | | | | |
| <input type="checkbox"/> 実務経験+実務者研修 <input type="checkbox"/> 高等学校等 <input type="checkbox"/> 特例高等学校等+実務経験(9月以上) <input type="checkbox"/> 介護福祉士養成施設等 | | | | |
| ・欠格事由について | | | | |
| <input type="checkbox"/> 精神の機能の障害により介護福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 社会福祉士及び介護福祉士法(以下「法」という。)の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて社会福祉士及び介護福祉士法施行令第1条に規定するものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法第42条第2項において準用する法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者 | | | | |
| 私は、介護福祉士の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条において準用する第10条の規定により申請します。 | | | | |
| 年 月 日 | 収入印紙(消印しないこと。) | | | |
| 厚生労働大臣 指定登録機関代表者 殿 | | | | |

- 備考 1 該当する□は、と記入すること。
- 2 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙を貼ること。
- 3 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により登録手数料を納付すること。
- 4 この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。
- また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
- 5 用紙の大きさは、A4とすること。

(介護福祉士登録申請書)

| | | | |
|----|-----|-----|------|
| 氏名 | (姓) | (名) | 個人番号 |
|----|-----|-----|------|

記入年月日： _____年 _____月 _____日

様式第七(附則第3条の4関係)

| 准 介 護 福 祉 士 登 録 申 請 書 | | | | | | | | | | |
|--|---|---|--|---------|------|---|--------------------------|-----------------------|---|---|
| (フリガナ) 氏 名 | (姓) | | | | (名) | | | | 性 別 | <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 |
| | (旧姓) | | | | | | | | ※性別欄は、任意選択とする。 ※旧姓欄・通称欄については、 准介護福祉士登録簿及び准介護福祉士登録証に旧姓又は通称の併記を希望する者のみ記入すること。 | |
| | (通称) | | | | | | | | | |
| 生年月日 | | 年 | | 月 | | 日 | 本 籍 地 (外国籍の場合は、その国籍等) | | 都道 府県 | 本籍地 コード |
| 郵便番号 | | | | 電 話 番 号 | | | | | | |
| フリガナ | | | | | | | | | | |
| 現住所 | 都道 府県 | | | | | | | | | |
| 卒業した学校名 | | | | | 卒業年月 | | 年 | | 月 | |
| そ の 他 | <input type="checkbox"/> 精神の機能の障害により社会福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 | | | | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 | | | | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 社会福祉士及び介護福祉士法(以下「法」という。)の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であって社会福祉士及び介護福祉士法施行令附則第2条の2に規定するものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 | | | | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 法第42条第2項において準用する法第32条第1項第2号又は第2項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者 | | | | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 法附則第4条第3項において準用する法第32条第1項第2号又は第2項の規定により准介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者 | | | | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> この申請の際現に介護福祉士である者 | | | | | | | | | |
| <p>私は、准介護福祉士の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第3条の4において準用する第10条の規定により申請します。</p> | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 年 月 日 | | |
| | | | | | | | | 厚生労働大臣 指定登録機関代表者 殿 | | |
| | | | | | | | | | | 収入印紙 (消印しないこと。) |

- 備考 1 該当する□は、と記入すること
- 2 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙を貼ること。
- 3 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により登録手数料を納付すること。
- 4 この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。
- また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
- 5 用紙の大きさは、A4とすること。

| 登録事項変更届出書 | | | | 准介護福祉士 |
|---|---|-----|--------|--------|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 収入印紙 (消印しないこと。) </div> | 資格 住所 登録年月日 登録番号 (フリガナ) 氏名 | | 年 月 日生 | |
| 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第1項の登録事項に下記のとおり変更がありましたので届け出ます。 | | | | |
| 登録事項 | 変更前 | 変更後 | 変更の年月日 | 備考 |
| 本籍地の 都道府県 | | | | |
| (フリガナ) 氏名 | | | | |
| (旧姓) | | | | |
| (通称) | | | | |
| ※本籍地欄については、外国籍の場合はその国籍等をご記入ください。 ※旧姓欄・通称欄については、登録証へ併記を希望する方のみご記入ください。 | | | | |
| ○ 変更後の登録事項が記載された登録証の交付を希望する場合は、以下に記入 (※希望しない場合は記入不要) | | | | |
| <input type="checkbox"/> 登録証書換交付を希望 (※登録証を所持している方) → 登録証を併せて提出すること | | | | |
| <input type="checkbox"/> 登録証再交付を希望 (※登録証を所持していない方) → 理由: <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 厚生労働大臣 指定登録機関代表者 殿 | | | | |

備考1 指定登録機関が行う登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

2 該当する□は、 と記入すること。

3 1において、氏名、本籍地都道府県名以外の事項を変更する場合は、登録事項欄に当該変更する登録事項を記入すること。

4 3において、登録証の書換交付を希望する場合は、登録証を併せて提出すること。

5 3において、登録証の再交付を希望する場合は、登録証を提出する代わりに、登録証不所持の理由を記入すること。

6 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第八の次に次の一様式を加える。



様式第八の二(附則第3条の4関係)

| 書 換 交 付 申 請 書 | | 准介護福祉士 |
|--|--|--------|
| 収 入 印 紙 (消印しないこと。) | 資 格 住 所 | |
| | 登録年月日 登録番号 (フリガナ) 氏 名 (旧 姓) (通 称) | |
| | | 年 月 日生 |
| 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第3条の4において準用する第12条の2 | | |
| 第1項の規定に基づき、登録証の書換交付を申請します。 | | |
| | | 年 月 日 |
| | 厚生労働大臣 指定登録機関代表者 | 殿 |

備考1 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

2 旧姓及び通称については、登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。

3 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第九を次のように改める。



様式第九(附則第3条の4関係)

| 登録証再交付申請書 | | |
|--|--------|--------|
| 収入印紙 (消印しないこと。) | 資格 | 准介護福祉士 |
| | 住所 | |
| | 登録年月日 | |
| | 登録番号 | |
| | (フリガナ) | |
| | 氏名 | |
| | (旧姓) | |
| | (通称) | |
| | | 年 月 日生 |
| 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第3条の4において準用する第13条第1項の | | |
| 規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。 | | |
| 理由 | | |
| 年 月 日 | | |
| 厚生労働大臣 殿 指定登録機関代表者 | | |

備考1 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

2 旧姓及び通称については、登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。

3 用紙の大きさは、A4とすること。

(社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正)

第二条 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(昭和六十二年

厚生省令第五十一号)の一部を次の表のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(帳簿の備付け等)</p> <p>第十八条 指定登録機関は、各月における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の書換交付及び再交付の件数並びに各月の末日において登録を受けている者の人数を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。</p> <p>(登録状況の報告)</p> <p>第十九条 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、当該四半期における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の書換交付及び再交付の件数並びに当該四半期の末日において登録を受けている者の人数を記載した登録状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> | <p>(帳簿の備付け等)</p> <p>第十八条 指定登録機関は、各月における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の訂正及び再交付の件数並びに各月の末日において登録を受けている者の人数を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。</p> <p>(登録状況の報告)</p> <p>第十九条 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、当該四半期における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の訂正及び再交付の件数並びに当該四半期の末日において登録を受けている者の人数を記載した登録状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> |

(精神保健福祉士法施行規則の一部改正)

第三条 精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(法第七条の厚生労働省令で定める者の範囲) 第一条の二 (略)</p> <p>(登録事項)</p> <p>第十条 法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 本籍地都道府県名(日本国籍を有しない者については、その国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。))</p> <p>三 (略)</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第十一条 精神保健福祉士の登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> | <p>(法第七条第一号の厚生労働省令で定める者の範囲) 第一条の二 (略)</p> <p>(登録事項)</p> <p>第十条 法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 本籍地都道府県名(日本国籍を有しない者については、その国籍)</p> <p>三 (略)</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第十一条 精神保健福祉士の登録を受けようとする者は、様式第二による精神保健福祉士登録申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者(以下「中长期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第十四条第一項において同じ。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第十四条第一項において同じ。)を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> |

- 一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）住民票の写し（国籍等を記載したものに限り。）
- 二 出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者 旅券その他の身分を証する書類の写し
- 三 前二号に掲げる者以外の者 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限り。）

（登録事項の変更の届出）

第十三条 精神保健福祉士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、様式第三による登録事項変更届出書に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 中長期在留者及び特別永住者 住民票の写し（国籍等を記載したものに限り。）及び当該変更が行われたことを証する書類
 - 二 出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者 旅券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更が行われたことを証する書類
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 戸籍の謄本又は抄本
- 2 | 次条第一項の規定による精神保健福祉士登録証書換交付の申請又は第十四条第一項の規定による精神保健福祉士登録証再交付の申請は、前項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて行

（新設）

（新設）

（新設）

（登録事項の変更の届出）

第十三条 精神保健福祉士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、様式第三による登録事項変更届出書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。）及び当該変更が行われたことを証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更が行われたことを証する書類とする。）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

うことができる。

(精神保健福祉士登録証書換交付の申請)

第十三条の二 精神保健福祉士は、精神保健福祉士登録証の記載事項に変更があったときは、精神保健福祉士登録証の書換交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第三の二による書換交付申請書(前条第二項の規定により同条第一項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて当該申請を行う場合にあつては、当該登録事項変更届出書。第十五条第一項において同じ。)に精神保健福祉士登録証を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(精神保健福祉士登録証再交付の申請等)

第十四条 精神保健福祉士は、精神保健福祉士登録証を汚損し、又は失ったときは、精神保健福祉士登録証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第四による登録証再交付申請書(

第十三条第二項の規定により同条第一項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて当該申請を行う場合にあつては、当該登録事項変更届出書。次項及び次条第一項において同じ。)に第十条各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 精神保健福祉士登録証を汚損した精神保健福祉士が第一項の申

請をする場合には、前項に規定する登録証再交付申請書及び第十条各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類に当該精神保健福祉士登録証を添えなければならない。

4 精神保健福祉士は、第一項の申請をした後、失った精神保健福祉士登録証を発見したときは、速やかにこれを厚生労働大臣に返

(新設)

(精神保健福祉士登録証再交付の申請等)

第十四条 精神保健福祉士は、精神保健福祉士登録証を汚損し、又は失ったときは、遅滞なく、様式第四による登録証再交付申請書及び戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを、汚損した場合にあつては、当該精神保健福祉士登録証を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

2 精神保健福祉士は、前項の申請をした後、失った精神保健福祉士登録証を発見したときは、速やかにこれを厚生労働大臣に返納

納しなければならない。

(変更登録等の手数料の納付)

第十五条 国に納付する法第三十四条に規定する手数料については、第十三条の第二項に規定する書換交付申請書又は前条第二項に規定する登録証再交付申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、法第三十五条第一項に規定する指定登録機関に納付する法第三十四条及び法第三十六条第二項に規定する手数料については、法第三十七条において読み替えて準用する法第十三条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2 (略)

(登録簿の登録の訂正等)

第十八条 厚生労働大臣は、第十三条第一項若しくは第十六条の届出があつたとき、又は法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により精神保健福祉士の登録を取り消し、若しくは精神保健福祉士の名称の使用の停止を命じたときは、精神保健福祉士登録簿の当該精神保健福祉士に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該精神保健福祉士の名称の使用の停止をした旨を精神保健福祉士登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は名称の使用の停止の理由及びその年月日を記載するものとする。

(規定の適用)

第十九条 法第三十五条第一項に規定する指定登録機関が精神保健福祉士の登録の実施に関する事務を行う場合における第十一条から第十四条まで、第十六条(同条第一号に係る部分に限る。)、第十七条第二項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「法第三十五条第一項に規定する指定登録機関」と、前条中「規定により」とあるのは「規定によ

しなければならない。

(変更登録等の手数料の納付)

第十五条 国に納付する法第三十四条に規定する手数料については、第十三条に規定する登録事項変更届出書又は前条第一項に規定する登録証再交付申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、法第三十五条第一項に規定する指定登録機関に納付する法第三十四条及び法第三十六条第二項に規定する手数料については、法第三十七条の規定により読み替えられた法第十三条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2 (略)

(登録簿の登録の訂正等)

第十八条 厚生労働大臣は、第十三条の届出があつたとき、第十六条の届出があつたとき、又は法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により精神保健福祉士の登録を取り消し、若しくは精神保健福祉士の名称の使用の停止を命じたときは、精神保健福祉士登録簿の当該精神保健福祉士に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該精神保健福祉士の名称の使用の停止をした旨を精神保健福祉士登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は名称の使用の停止の理由及びその年月日を記載するものとする。

(規定の適用)

第十九条 法第三十五条第一項に規定する指定登録機関が精神保健福祉士の登録の実施に関する事務を行う場合における第十一条から第十四条まで、第十六条(同条第二号に該当する場合を除く。)、第十七条第二項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「法第三十五条第一項に規定する指定登録機関」と、前条中「法第三十二条第一項若しくは第

り厚生労働大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があつた」とする。

二項の規定により」とあるのは「法第三十二條第一項若しくは第二項の規定により厚生労働大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があつた」とする。

様式第一から様式第三までを次のように改める。



様式第一（第7条関係）（表面）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----------------|------------|---|--|---|--|--------------|-------|---|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|-----------|---|-----------|--|-----------|
| 収入印紙 (消印しないこと。) | | 精神保健福祉士試験受験申込書 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フリガナ | | | | | | | | | | | | | | ※ 整理番号 | | | | | | | |
| 氏名 | | (姓) | | | | | | (名) | | | | | | | | | | | | | |
| 生年月日 | | | | 年 | | | | 月 | | | | 日 | | 性別(※任意選択) | | | | <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 | | | |
| 郵便番号 | | | | - | | | | 本籍地 | | (外国籍の場合はその国籍等) | | 都道府県 | | 本籍地コード | | | | | | | |
| フリガナ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現住所 | | 都道府県 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受験希望地 | | 都道府県 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受験資格(裏面を参照のこと。) | <input type="checkbox"/> 大学等 | | 大学等名 | | | | | | 卒業年月 | | (見込み) | | | | 年 | | 月 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 短大等(3年制) | | 短大等名 | | | | | | 卒業等年月 | | | | | | 年 | | 月 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 実務経験(1年以上) | | 勤務先名(実務経験) | | | | | | 職種 | | 従業期間 | | 年 月 ~ 年 月 | | 年 月 ~ 年 月 | | 年 月 ~ 年 月 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 短大等[指定科目](2年制) | | 短大等名 | | | | | | | | | | 卒業等年月 | | | | 年 | | 月 | | |
| | <input type="checkbox"/> 実務経験(2年以上) | | 勤務先名(実務経験) | | | | | | | | | | 職種 | | 従業期間 | | 年 月 ~ 年 月 | | 年 月 ~ 年 月 | | 年 月 ~ 年 月 |
| | <input type="checkbox"/> 養成施設 | | 養成施設名 | | | | | | 卒業年月 | | (見込み) | | | | | | | | 年 | | 月 |
| <input type="checkbox"/> 受験資格に係る証明書に代わる受験票の提出 | | 提出する受験票の回数 | | 第 | | 回 | | 提出する受験票の受験番号 | | | | | | | | | | | | | |
| 社会福祉士であって試験科目免除申請の有無 | | | | | | | | | | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | 社会福祉士登録番号 | | | | | | | | | |
| 社会福祉士との同時受験の有無 | | | | | | | | | | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | | | | | | | | | | |
| 身体に障害のある者等の受験上の配慮の希望 | | | | | | | | | | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | | | | | | | | | | |
| 上記により、精神保健福祉士試験を受験したいので申し込みます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年 月 日 厚生労働大臣 殿 指定試験機関代表者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(裏面)

連絡先

| | | | |
|-------------------|--------|---------|--|
| 勤務先 (昼間等の連絡先) | 名称 | 所 属 | |
| | | 電 話 番 号 | |
| その他 (帰省先等の連絡先) | 名称又は氏名 | 受験者との関係 | |
| | | 電 話 番 号 | |

受験資格及び添付書類一覧

| 区 分 | 受 験 資 格 | 提 出 書 類 |
|-----------------------------|--|---|
| 大学等 | 指定科目 大学の卒業生又は学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 (精神保健福祉士法(以下「法」という。)第7条第1号) | ・卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であることを証明する書面 ・指定科目履修証明書又は指定科目履修見込証明書 |
| 短大等(3年制) + 実務経験(1年以上) | 目履修者 短期大学等(3年制)の卒業生で1年以上の実務経験を有するもの(法第7条第4号) | ・卒業証明書又は修了証明書 ・指定科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 |
| 短大等(2年制) + 実務経験(2年以上) | 短期大学等(2年制)の卒業生で2年以上の実務経験を有するもの(法第7条第7号) | ・卒業証明書又は修了証明書 ・指定科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 |
| 養成施設 | 養成施設(短期又は一般)の卒業生(法第7条第2号、第3号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号又は第11号) | ・卒業証明書又は卒業見込証明書 |

備考

- 1 該当する□は、と記入すること。
- 2 整理番号欄には、記入しないこと。
- 3 指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
- 4 この受験申込書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
- 5 学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、学校教育法第102条第2項の規定による大学院への入学年月を記載すること。
- 6 過去の精神保健福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者(実務経験見込証明書、卒業見込証明書、指定科目履修見込証明書の提出により当該受験票の交付を受けた者であって、実務経験証明書、卒業証明書、指定科目履修証明書を提出していないもの及び法附則第2条(5年以上の実務経験者で、厚生労働大臣の指定する講習会を修了したもの)の規定により受験票の交付を受けたものを除く。)については、当該受験票の提出をもって実務経験証明書、卒業証明書、指定科目履修証明書の提出に代えることができる。
- 7 実務経験証明書にあっては、勤務先の長が、卒業証明書及び指定科目履修証明書にあっては、学校等の長が、発行したものであること。
- 8 実務経験見込証明書の提出をもって申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。
- 9 卒業見込証明書又は指定科目履修見込証明書の提出をもって申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業証明書又は指定科目履修証明書を提出すること。
- 10 社会福祉士であって試験科目の免除を申請する者は、社会福祉士登録証の写しを提出すること。
- 11 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第二(第11条関係)

精神保健福祉士登録申請書

| | | | | |
|---|--|------|---|---|
| 氏名 (フリガナ) | (姓) | (名) | 性別 | <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 |
| | (旧姓) | | ※性別欄は、任意選択とする。 ※旧姓欄・通称欄については、 精神保健福祉士登録簿及び精神保健福祉士登録証に旧姓又は通称の併記を希望する者のみ記入すること。 | |
| | (通称) | | | |
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 | 本籍地 (外国籍の場合は、その国籍等) |
| 郵便番号 | 都道府県 | 電話番号 | 本籍地 府県 | 本籍地 コード |
| フリガナ | 都道府県 | | | |
| 現住所 | 都道府県 | | | |
| 試験に合格した年月 | 年 | 月 | 試験合格証書番号 | |
| その他 | <input type="checkbox"/> 精神の機能の障害により精神保健福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 精神保健福祉士法(以下「法」という。)の規定その他精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定であつて精神保健福祉士法施行令第1条に規定するものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者 | | | |
| <p>私は、精神保健福祉士の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、精神保健福祉士法施行規則第11条の規定により申請します。</p> | | | | |
| 年 月 日 | | | 収入印紙 (消印しないこと。) | |
| 厚生労働大臣 指定登録機関代表者 殿 | | | | |

- 備考
- 1 該当する□は、と記入すること。
 - 2 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。
 - 3 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により登録手数料を納付すること。
 - 4 この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないよう完全に消すこと。
 - 5 用紙の大きさは、A4とすること。

(精神保健福祉士登録申請書)

| | | | |
|----|-----|-----|------|
| 氏名 | (姓) | (名) | 個人番号 |
|----|-----|-----|------|

受付年月日： _____年 _____月 _____日

精神保健福祉士登録事項変更届出書

収入印紙
(消印しないこと。)

住所
登録年月日
登録番号
(フリガナ)
氏名

年 月 日生

精神保健福祉士法第28条の登録事項に下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

1 氏名、本籍地、その他の事項

| 登録事項 | 変更前 | 変更後 | 変更の年月日 | 備考 |
|--------------------------------------|-----|-----|--------|----|
| 本籍地の 都道府県 | | | | |
| (フリガナ) 氏名 | | | | |
| (旧姓) | | | | |
| (通称) | | | | |
| ※旧姓欄・通称欄については、登録証へ併記を希望する方のみご記入ください。 | | | | |

2 変更後の登録事項が記載された登録証の交付を希望する場合は、以下に記入（※希望しない場合は記入不要）

- 登録証書換交付を希望（※登録証を所持している方） → 登録証を併せて提出すること
- 登録証再交付を希望（※登録証を所持していない方） → 理由： 紛失 その他（ ）

年 月 日
厚生労働大臣
殿
指定登録機関代表者

- 備考1 指定登録機関が行う登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
- 2 該当する□は、と記入すること。
- 3 1において、氏名、本籍地の都道府県名以外の事項を変更する場合は、登録事項欄に当該変更する登録事項を記入すること。
- 4 2において登録証の書換交付を希望する場合は、登録証を併せて送付すること。
- 5 2において登録証の再交付を希望する場合は、その理由を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、A4とすること。

(登録事項変更届出書)

| | | | |
|----|-----|-----|------|
| 氏名 | (姓) | (名) | 個人番号 |
|----|-----|-----|------|

受付年月日： _____年 _____月 _____日

様式第三の次に次の一様式を加える。



様式第三の二(第13条の2)

精神保健福祉士書換交付申請書

収入印紙
(消印しないこと。)

住所

登録年月日

登録番号

(フリガナ)

氏名

(旧姓)

(通称)

年 月 日生

精神保健福祉士法施行規則第13条の2第1項の規定に基づき、登録証の書換交付を申請します。

年 月 日

厚生労働大臣
殿

指定登録機関代表者

備考1 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

2 旧姓及び通称については、登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。

3 用紙の大きさは、A4とすること。

(書換交付申請書)

| | | | | |
|----|-----|-----|------|--|
| 氏名 | (姓) | (名) | 個人番号 | |
|----|-----|-----|------|--|

受付年月日： _____年_____月_____日

様式第四を次のように改める。



様式第四(第14条関係)

精神保健福祉士登録証再交付申請書

収入印紙
(消印しないこと。)

住 所

登 録 年 月 日

登 録 番 号

(フ リ ガ ナ)

氏 名

(旧 姓)

(通 称)

年 月 日生

精神保健福祉士法施行規則第14条第1項の規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。

理由

年 月 日

厚生労働大臣 殿
指定登録機関代表者

備考1 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

2 旧姓及び通称については、登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。

3 用紙の大きさは、A4とすること。

(登録証再交付申請書)

| | | | | |
|-----|-----|-----|------|--|
| 氏 名 | (姓) | (名) | 個人番号 | |
|-----|-----|-----|------|--|

受付年月日： _____年_____月_____日

(精神保健福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正)

第四条 精神保健福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(平成十年厚生省令第十三

号)の一部を次の表のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(登録事務に関する帳簿の備付け等)</p> <p>第十八条 指定登録機関は、各月における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の書換交付及び再交付の件数並びに各月の末日において登録を受けている者の人数を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。</p> <p>(登録状況の報告)</p> <p>第十九条 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、当該四半期における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の書換交付及び再交付の件数並びに当該四半期の末日において登録を受けている者の人数を記載した登録状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> | <p>(登録事務に関する帳簿の備付け等)</p> <p>第十八条 指定登録機関は、各月における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の訂正及び再交付の件数並びに各月の末日において登録を受けている者の人数を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。</p> <p>(登録状況の報告)</p> <p>第十九条 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、当該四半期における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の消除の件数、登録証の訂正及び再交付の件数並びに当該四半期の末日において登録を受けている者の人数を記載した登録状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> |

(介護保険法施行規則の一部改正)

第五条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

(資格取得の届出等)

第二十三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を有するに至つたため、又は法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなくなつたため、第一号被保険者(法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名、生年月日、現住所、従前の住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)

二・三 (略)

(登録の申請)

第六十九条の二第一項の規定による登録を受けようとする者は、介護支援専門員実務研修を修了した日から三月を経過する日までに、氏名、生年月日、住所及び個人番号その他の登録に際し必要な事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

(介護支援専門員の登録の移転の申請)

第十條 法第六十九条の三の規定による登録の移転を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録移転申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名、生年月日、住所及び個人番号
- 二・三 (略)

改正前

(資格取得の届出等)

第二十三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を有するに至つたため、又は法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなくなつたため、第一号被保険者(法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名、生年月日、現住所、従前の住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。第二十七條、第四百四條の七十二の九及び別表第一において「番号利用法」という。)第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)
- 二・三 (略)

(登録の申請)

第六十九条の二第一項の規定による登録を受けようとする者は、介護支援専門員実務研修を修了した日から三月を経過する日までに、氏名、生年月日及び住所その他の登録に際し必要な事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

(介護支援専門員の登録の移転の申請)

第十條 法第六十九条の三の規定による登録の移転を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録移転申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名、生年月日及び住所
- 二・三 (略)

| | |
|---|--|
| <p>3 (登録の変更の届出事項) 第百十三条の十二 法第六十九条の四の厚生労働省令で定める事項は、住所及び個人番号とする。</p> <p>(介護支援専門員証の交付の申請) 第百十三条の二十 法第六十九条の七第一項の規定により介護支援専門員証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した介護支援専門員交付申請書(以下この条において「交付申請書」という。)に写真を添えて、法第六十九条の二第一項の登録を受けている都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名、生年月日、住所及び個人番号 二・三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(介護支援専門員証の書換え交付) 第百十三条の二十三 (略)</p> <p>2 前項の規定による書換え交付の申請は、写真を添付し、かつ個人番号を記載した申請書により行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(介護支援専門員証の再交付等) 第百十三条の二十五 (略)</p> <p>2 前項の規定による再交付を申請しようとする者は、写真を添付し、かつ個人番号を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> | <p>(登録の変更の届出事項) 第百十三条の十二 法第六十九条の四の厚生労働省令で定める事項は、住所とする。</p> <p>(介護支援専門員証の交付の申請) 第百十三条の二十 法第六十九条の七第一項の規定により介護支援専門員証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した介護支援専門員交付申請書(以下この条において「交付申請書」という。)に写真を添えて、法第六十九条の二第一項の登録を受けている都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名、生年月日及び住所 二・三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(介護支援専門員証の書換え交付) 第百十三条の二十三 (略)</p> <p>2 前項の規定による書換え交付の申請は、写真を添付した申請書により行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(介護支援専門員証の再交付等) 第百十三条の二十五 (略)</p> <p>2 前項の規定による再交付を申請しようとする者は、写真を添付した申請書を提出しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> |
| <p>(登録の変更の届出事項) 第百十三条の十二 法第六十九条の四の厚生労働省令で定める事項は、住所とする。</p> <p>(介護支援専門員証の交付の申請) 第百十三条の二十 法第六十九条の七第一項の規定により介護支援専門員証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した介護支援専門員交付申請書(以下この条において「交付申請書」という。)に写真を添えて、法第六十九条の二第一項の登録を受けている都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名、生年月日及び住所 二・三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(介護支援専門員証の書換え交付) 第百十三条の二十三 (略)</p> <p>2 前項の規定による書換え交付の申請は、写真を添付した申請書により行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(介護支援専門員証の再交付等) 第百十三条の二十五 (略)</p> <p>2 前項の規定による再交付を申請しようとする者は、写真を添付した申請書を提出しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> | <p>(登録の変更の届出事項) 第百十三条の十二 法第六十九条の四の厚生労働省令で定める事項は、住所とする。</p> <p>(介護支援専門員証の交付の申請) 第百十三条の二十 法第六十九条の七第一項の規定により介護支援専門員証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した介護支援専門員交付申請書(以下この条において「交付申請書」という。)に写真を添えて、法第六十九条の二第一項の登録を受けている都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名、生年月日及び住所 二・三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(介護支援専門員証の書換え交付) 第百十三条の二十三 (略)</p> <p>2 前項の規定による書換え交付の申請は、写真を添付した申請書により行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(介護支援専門員証の再交付等) 第百十三条の二十五 (略)</p> <p>2 前項の規定による再交付を申請しようとする者は、写真を添付した申請書を提出しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> |

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。ただし、第五条の規定は、令和六年十二月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に
より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(登録事務に関する帳簿の作成及び保存に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（次項において「旧士士法機関省令」という。）第十八条及び

第四条の規定による改正前の精神保健福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（次項において「旧精神保健福祉士法機関省令」という。）第十八条の規定に基づきそれぞれ作成した帳簿の保存については、なお従前の例による。

- 2 第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（以下「新士士法機関省令」という。）第十八条及び第四条の規定による改正後の精神保健福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（以下「新精神保健福祉士法機関省令」という。）第十八条の規定に基づきそれぞれ作成する帳簿であつて、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月に係るものについては、新士士法機関省令第十八条及び新精神保健福祉士法機関省令第十八条にそれぞれ規定する登録証の書換交付の件数（以下「登録証書換交付件数」という。）のほか、旧士士法機関省令第十八条及び旧精神保健福祉士法機関省令第十八条にそれぞれ規定する登録証の訂正の件数（以下「登録証訂正件数」という。）を併せて記載して、それぞれ作成及び保存をしなければならぬ。

- 3 新士士法機関省令第十八条及び新精神保健福祉士法機関省令第十八条の規定に基づきそれぞれ作成する

帳簿であつて、施行日の属する月の前月以前の月に係るものについては、登録証書換交付件数に代えて、登録証訂正件数を記載して、それぞれ作成及び保存をしなければならない。

(登録状況報告書に関する経過措置)

第四条 新士士法機関省令第十九条及び新精神保健福祉士法機関省令第十九条にそれぞれ規定する登録状況報告書であつて、施行日の属する四半期に係るものについては、施行日の属する月以後の月における登録証書換交付件数のほか、施行日の属する月以前の月における登録証訂正件数を併せて記載して、それぞれ厚生労働大臣に提出しなければならない。